大規模自然災害被災学生の授業料減免について

本学では、入学手続き者の皆様に勉学の機会をできる限り保障するため、授業料減免制度を用意しています。入学手続き者のうち、保証人である家計支持者が災害救助法適用地域において、本災害による人的、物的被害を受けた方で、授業料減免を希望する場合は、下記の要領で手続きをしてください。減免制度の適用は、審査により決定しますので、被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。

なお、減免対象年度は令和２年度とし、当該年度の授業料の全額または半額を免除します。

1. 対象となる災害および被災地域

1）令和元年８月の前線に伴う大雨による災害
令和元年８月の前線に伴う大雨による災害における災害救助法適用地域（佐賀県 10 市 10 町）

2）令和元年台風第 15 号による災害
令和元年台風第 15 号による災害における災害救助法適用地域
（千葉県 25 市 15 町１村、東京都島しょ大島町）

3）令和元年台風第 19 号による災害
令和元年台風第 19 号による災害における災害救助法適用地域（14 都県 390 市区町村）

2. 対象者　1）2）の両方に該当する方

1)入学生の保証人である家計支持者が、上記１の被災地域において本災害による人的、物的被害を受けた方で、授業料減免を希望する方。
2)本災害に起因した、次の各号のいずれかに該当する方。
(1)家計支持者の死亡又は行方不明の場合
(2)家計支持者が重傷を負った場合
(3)家計支持者が自営業等の場合で店舗の損傷あるいは田畑の荒廃等により稼動不能となった場合
(4)家計支持者が国の避難指示等によりやむを得ず居住地を長期間離れなければならなくなった場合

3. 申請方法と提出書類

1)面談予約　※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し面談予約期間を変更します。

4 月 ~~3~~ 24 日(金)～~~10~~ 30 日(金)の期間〔~~4~~ 25 日(土)を除く〕に、学生本人が学生部②番窓口で面談の予約を行なってください。

面談時に申請書（所定用紙）を配付します。

2)提出書類（面談時に説明します）
(1) 申請書
(2) 当該自治体等が発行した「り災証明書」(写し可)
(3) 家計支持者の収入が途絶えたこと、減少したことを証明できる次のいずれかの書類（写し可）
・家計支持者が死亡した場合は「死亡診断書」又は「死体検案書」
・家計支持者が行方不明となったことを証明できる書類
・家計支持者が重傷を負った場合は「診断書」
・その他、収入が途絶えた、あるいは著しく減少したことを証明できる書類

◆対象となる被災地域については、本学ホームページの SEARCH サイト内検索で『大規模自然災害学生生活』と入力しご確認ください。

◇問い合わせ先
学生部厚生課厚生１係（学生部②番窓口）
電話　(03)3418-9873
事務取扱時間　月～金　9：00～17：00